

# 正会員規程

## (定義)

第1条 定款第5条第1項第1号に定めた者。

## (趣旨)

第2条 定款第6条の規定に基づき入会審査後に、入会を承認された正会員については、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

## (入会金および年会費)

第3条 正会員の入会金および年会費の金額並びに納入期日を以下に定める。

1. 入会金額は10,000円とし、入会承認後遅滞なく納入することとする。
2. 年会費額は10,000円とし、初回入会時は遅滞なく納入することとし、2回目以降は毎年5月31日を納入期日とする。

## (義務)

第4条 正会員の義務を以下に定める。

1. 当協会の目的に賛同し、理解を深め、事業推進に協力すること。
2. 入会金並びに年会費を定められた期日までに納入すること。
3. 別に定める「入会審査規程」第4条の入会審査基準に抵触する事由が発生した場合は、遅滞なく理事会に報告すること。

## (権利)

第5条 正会員の権利を以下に定める。

1. 総会に出席し、発言し、議決権を行使することができる。
2. 総会議案で除名対象となった場合、議決前に弁明の機会が与えられる。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# 賛助会員規程

## (定義)

第1条 定款第5条第1項第2号に定めた者。

## (趣旨)

第2条 定款第6条の規定に基づき入会審査後に、入会を承認された賛助会員については、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

## (入会金および年会費)

第3条 賛助会員の年会費の金額並びに納入期日を以下に定める。

1. 年会費額は60,000円以上とし、初回入会時は遅滞なく納入することとし、2回目以降は毎年5月31日を納入期日とする。

## (会費の用途)

第4条 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額を法人の管理運営に使用する。

## (義務)

第5条 賛助会員の義務を以下に定める。

1. 当協会の目的に賛同し、事業推進に賛助寄与すること。
2. 入会金並びに年会費を定められた期日までに納入すること。
3. 別に定める「入会審査規程」第4条の入会審査基準に抵触する事由が発生した場合は、遅滞なく理事会に報告すること。

## (権利)

第6条 会員の権利を以下に定める。

1. 当協会の賛助会員であることを明言することができる。
2. 総会議案で除名対象となった場合、議決前に弁明の機会が与えられる。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# 入会審査規程

(趣旨)

第1条 定款第6条の規定に基づく新規会員の入会審査については、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(入会審査員)

第2条 理事長は理事会の決議に基づき、理事の中から入会審査員を任命する。

(入会審査員の職務)

第3条 入会審査員は、入会希望者から入会の意思表示を受けた場合には、当該希望者が第4条乃至第6条の基準に適合する者であるか否かについて審査を行う。

(正会員の審査事項)

第4条 定款第5条第1項第1号に定める正会員の入会審査基準の具体的内容は、下記の通りとする。

1. この法人の目的に賛同していること
2. 下記の事由に該当しない者であること
  - (1) 成年被後見人、被保佐人、又は破産者で復権を得ない者
  - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受ける事がなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - (3) 過去5年以内にビリヤードの指導又は活動に関して、法令又は当協会諸規定に違反する行為があり、ビリヤードの指導又は活動に関して、著しく適性を欠く恐れがあると認められる者
  - (4) 集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められる者
  - (5) 重度の精神病患者、又はアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒者であると認められる者
  - (6) 住所、居所および連絡先が明確でない者
  - (7) 反社会的勢力
  - (8) 入会申込書に虚偽を記入し提出した者
  - (9) 過去5年以内に、当協会より除名その他の処分を受け、会員資格を喪失した者

(賛助会員の審査事項)

第5条 定款第5条第1項第2号に定める賛助会員の入会審査基準の具体的内容は、下記の通りとする。

1. この法人の事業を賛助することを目的としていること
2. 本規程第4条第2項に準拠する。

(名誉会員の審査事項)

第6条 定款第5条第1項第3号に定める名誉会員の入会審査基準の具体的内容は、下記の通りとする。

1. 協会に功労があった者又は当協会にとって有益な学識経験者と認められる者であること
2. 理事長の推薦を受けた者であること
3. 本規程第4条2項に準拠する。

(CS会員[Cue Sports Member])

第7条 定款第5条第1項第4号に定めるCS会員の入会については、当協会CS委員会が管轄することとし、別に定めるCSカード会員規程に同意の上、登録申し込み手続きを行うこととする。

(補助)

第8条 入会審査員は理事会が適当と認める者に、審査を補助させることができる。

(審査後の処置)

第9条 入会審査員は、第4条および第5条の事項について審査を行った結果、入会に疑義が生じた場合には、当該審査の結果を直ちに入会申込者に通知するとともに、理事会に当該審査の結果を報告の上、入会可否決議を受けた後に、当該決議内容を入会申込者に通知しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## CS会員(Cue Sports Members)規程

(名称)

第1条 本カードは、公益社団法人日本ビリヤード協会(以下「協会」という)および協会加盟団体(「以下加盟団体」という)が発行する全国プレーヤー登録証で、CSカードと称する。

(会員)

第2条 本規程を承認のうえ、協会または加盟団体を通じて入会を申し込み、協会または加盟団体が認めた方をCSカード会員(以下「会員」という)とし協会または加盟団体がCSカードを発行する。

(年会費)

第3条 会員は、協会または加盟団体に対して所定の年会費を所定の方法で支払うものとする。  
2. 支払われた年会費は、理由の如何を問わず、返還されない。

(カードの利用)

第4条 協会および加盟団体の主催・主管する大会に参加する際は、必ずCSカードを提示するものとする。ただし、CSカードの登録があっても大会参加ができない場合がある。  
2. CSカードは、会員本人以外は使用できない。また、CSカードを他人に貸与・譲渡することはできない。

(会員情報の取り扱いおよび開示・更新・訂正・削除・利用停止)

第5条 協会および加盟団体は、会員の個人情報(本項(1)に定めるものをいう)につき、必要な保護措置を行った上で以下のとおり取り扱うこととする。なお、以下の取り扱いについてはCSカード失効後も適用されるものとする。

(1)以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という)を取得、利用する。

- ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員が入会申し込み時において届け出た事項
- ②入会申込日、有効期限など、本カードの発行内容

(2)CSカードやCSカードに関する物品の発送、大会時等におけるCS登録の確認、ビリヤードや大会に関する案内の送付や連絡、会員管理等、協会および加盟団体の運営に関する目的で、個人情報を利用する。ただし、会員がこれらの利用について、削除・利用停止を申し出た場合、協会および加盟団体は業務運営上支障がない範囲で、これを削除・利用停止するものとする。削除・利用停止の申し出は本規程末尾に記載する相談窓口連絡するものとする。

- (3) 取得した情報は会員本人の同意を得ずに第三者に提供できない。ただし、取得した情報に関しては、協会および加盟団体との間で共同利用し、処理の都合上、個人情報の保護対策をとっている業者に外部委託する場合がある。
2. 会員は、協会または加盟団体に対して自己に関する個人情報を開示・更新・訂正するよう請求することができる。開示・更新・訂正の請求は、協会が受け付けるものとする。開示・更新・訂正の請求があった場合には、協会または加盟団体は速やかに請求に応じるものとする。
3. 会員が、協会または加盟団体に対して届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があり、協会または加盟団体に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について協会および加盟団体の間で共有する。

(CSカードの有効期限)

第6条 本カードの有効期限は協会または加盟団体が指定するものとし、本カード上に表示した月の末日とする。

(CSカードの紛失、盗難等)

第7条 会員がCSカードを紛失したり、盗難にあった場合は、ただちに協会または加盟団体に連絡するものとする。

(会員の退会)

第8条 会員は、協会または加盟団体への届け出により退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 協会または加盟団体は、会員が次のいずれかに該当する場合、ただちに会員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申告があったとき
- (2) 年会費の支払いを怠ったとき
- (3) その他、協会または加盟団体の運営に支障があるとき

(会員規程の改定)

第10条 本規程が改定された場合には、協会がその内容を通知した後に会員がCSカードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなす。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# 役員規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会役員の、就任、退任、職務等に関する事項について定めたものである。役員に関する事項は、法令、定款、その他の特別の定めがない限り、この規程による。

## (役員)

第2条 この規程で役員とは、総会で選任された理事および監事のことをいう。

2. 理事のうち、理事長を代表理事、副理事長、専務理事および常務理事を業務執行理事とする。
3. 理事であって、従業員としての職務を兼務する者を使用人兼務役員という。

## (適用範囲)

第3条 この規程は、原則として協会に勤務する常勤理事に適用する。ただし、必要に応じて非常勤の役員にも準用することがある。

## (規程の遵守)

第4条 役員は、その責務を誠実に履行するにあたり、この規程を遵守し、これをもって当協会の事業発展に努めなければならない。

## (役員を選任)

第5条 役員を選任は、定款第24条に準拠する。

## (役員条件)

第6条 役員は、法定の要件を備え、かつ役員たる資質を持ち、その職責を全うすることのできる者でなければならない。

役員を選任にあたっては、次の点を判断基準とする。

- ① 役員職務について法的および執行面に関し、正しく理解する力を具備していること
- ② 問題解決能力を具備していること
- ③ 総合的観点から物事を判断できること
- ④ 統率力を具備していること

(就任承諾書の提出)

第7条 役員に選任された者が、就任を承諾したときは、すみやかに就任承諾書を事務局に提出しなければならない。

(退任)

第8条 役員は、任期満了、辞任、死亡、解任および資格喪失により退任する。

(辞任)

第9条 理事は、いつでも辞任することができるものとする。ただし、辞任しようとするときは、辞任理由の如何にかかわらず、原則として3ヵ月前までに理事長に届け出なければならない。なお、辞任によって定款第23条1項に定める定数に足りなくなるときは、新役員の就任まで役員としての権利義務を有するものとする。

(解任)

第10条 役員の解任は、定款第28条に準拠する。

(退任後の処理)

第11条 役員を退任した者に対して、在任中の役位または功績等を勘案し、理事会に諮り任期2年を限度として総裁、会長、相談役及び顧問を委嘱することがある。

(役員 の 責務)

第12条 役員は、自己の所管する業務を遂行し、併せて職員の指導、教育および管理監督を行わなければならない。

2. 役員は職務の遂行にあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

①役員としての職責を自覚し、責任をもって業務にあたること

②協会の方針に基づき、業務を計画的に処理すること

③自己の担当する業務に限らず、総合的観点から業務を処理し、協会業績の向上に努めること

(報酬の支給)

第13条 この法人は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。非常勤役員には当該報酬を支給しない。

2. 常勤理事の報酬は月額とする。

3. 常勤理事の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第14条 この法人の常勤理事の報酬月額とは別表「常勤理事の報酬月額」のとおりとし、役員のうち各々の理事の別表「常勤理事の報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2. 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第15条 常勤理事の報酬は、月額をもって毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第16条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第17条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第18条 この法人は、常勤及び非常勤の役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第19条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

常勤理事の報酬月額

役位	金額
理事長	1,000,000 円以下
副理事長	700,000 円以下
専務理事	500,000 円以下
常務理事	400,000 円以下
理事	300,000 円以下

# 役員退職慰労金規程

## (目的)

第1条 当協会の役員に対し、総会の決議に基づき、退職慰労金(死亡による退職の場合の弔慰金を含む)を支給することができる。金額は、本規程に定める金額を上限とする。

## (退職慰労金の内訳)

第2条 退職慰労金の金額は、基本額と功績加算金との合計額とする。

## (基本額)

第3条 基本額は、次の計算式により算出する。

$$\text{役員在任期間中の最高の報酬月額} \times \text{在任月数} \div 12$$

- 前項において報酬月額とは、役員報酬と使用人分給与の合計月額をいう。
- 第1項の在任月数は、理事または監事に就任した日の属する月の翌月を最初の月とし、その退職の日の属する月を最終の月として計算する。

## (功績加算金)

第4条 退職した役員の在任中の当協会に対する功績を勘案し、基本額に次の係数を乗じた額を限度として、功績加算金を支給することができる。

(在任中の最高の職位)	(係数)
I. 理事長	0.25
II. 副理事長	0.15
III. 専務理事	0.10
IV. 常務理事	0.07
V. 理事	0.05
VI. 監事	0.05

## (減額)

第5条 退職した役員が在任中に当協会に対して損害を与えたとき、または当協会の業績不振により前3条に基づき算出された金額を支給することが困難であると認められるとき、その他相当の事由があるときは、前3条に基づき算出された退職慰労金の金額を減額することができる。

## (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# 加盟団体規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本ビリヤード協会（以下この法人とする）の加盟団体について定めたものである。

## 第2章 加盟団体

(種別)

第2条 この法人の加盟団体は、次の2種とする。

- ① 地域別加盟団体 当法人の目的に賛同する全国各ブロックを統括する団体
- ② 種目別加盟団体 当法人の目的に賛同する特定の種目や目的等に特化した全国的な組織をもつ団体

(加盟手続き)

第3条 加盟団体として当法人への加盟を希望する団体は団体規約、直近3期分の事業計画書、同事業報告書、同収支予算書、同収支決算書、役員名簿を添えて加盟申請書を理事会に提出しなければならない。

2. 加盟の決定は次のとおりとする。理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(分担金)

第4条 加盟団体の分担金は別に細則で定める。

2. 分担金は毎年4月末日までに納めるものとする。ただし、新規加盟直後である初回の分担金は、加盟決定後1ヶ月以内に納めるものとする。

(義務)

第5条 加盟団体の義務を以下に定める。

- (1) 当法人の目的に賛同し、事業に協力すること。
- (2) 分担金を定められた期日までに納めること。

- (3) 毎期事業年度終了後4ヶ月以内に、事業計画書、同事業報告書、同収支予算書、同収支決算書、役員名簿、総会議事録を提出すること。

(権利)

第6条 加盟団体の権利を以下に定める。

- (1) 加盟団体代表者会議に出席し、発言権と議決権を行使できること。
- (2) 総会議案で除名対象となった場合に、議決前に弁明の機会が与えられること。
- (3) 理事会における新規加盟団体に関する審議において、既加盟団体と競合等の懸念を有する場合、理事会で発言すること。

(資格の喪失)

第7条 この法人の加盟団体は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- (1) 解散
- (2) 脱退
- (3) 除名

(除名)

第8条 当法人の加盟団体が次の各号の一に該当する場合には、理事会及び総会の決議を経て、理事長が除名することができる。この場合、その加盟団体に対し決議の前に弁明の機会が与えられなければならない。

- (1) 当法人の名誉を著しく毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 当法人の加盟団体としての義務を著しく怠ったとき。
- (3) 分担金を2期以上滞納したとき。

(脱退)

第9条 当法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を理事長に提出しなければならない。

### 第3章 会議

(名称)

第10条 加盟団体代表者会議と称する。

(構成)

第11条 加盟団体代表者会議（以下会議）は、第2条で定めた加盟団体の代表1名並びに、本部理事1名以上の出席をもって構成する。出席本部理事には発言権を付与する。

（決議事項）

第12条 会議は、理事会からの提議事項、審議事項及び検討要請事項を決議する。

（招集及び開催）

第13条 通常会議は、毎年1回理事長が招集する。

2. 臨時会議は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
3. 前項のほか加盟団体総数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して臨時会議の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時会議を招集しなければならない。
4. 会議の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

（議長）

第14条 会議の議長は、会議の都度出席者の互選で定める。

（定足数）

第15条 会議は加盟団体総数の2分の1以上の出席と、1名以上の本部理事の出席がなければその議事を開き決議することができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の出席者を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

（議決権）

第16条 会議における議決権は、1加盟団体1個とし、出席本部理事には与えられない。

（決議）

第17条 会議の議事は、この規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事会の決定を仰ぐこととする。

（議事録）

第18条 会議の議事については議事録を作成しなければならない。

2. 議長及び出席した加盟団体代表者の2名以上が前項議事録に記名押印する。
3. 保管は本部事務局が行う。

（改廃）

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 細則

1. 地域別加盟団体（ブロック支部）を以下に定める。

北海道、東北、千葉、埼玉、関東、神奈川、静岡、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、  
沖縄

2. 種目別加盟団体を以下に定める。

- ① 日本プロビリヤード連盟（JPBF）
- ② 日本プロポケットビリヤード連盟（JPBA）
- ③ 日本アマチュアポケットビリヤード連盟（JAPA）
- ④ 日本車椅子ビリヤード協会（JWBA）
- ⑤ 日本スヌーカー連盟（JSA）

3. 分担金を以下に定める。

北海道 10、東北 10、千葉 10、埼玉 10、関東 50、神奈川 10、静岡 10、中部 30、  
北陸 15、関西 45、中国 10、四国 10、九州 10、沖縄 5、JPBF0、JPBA50—APBU 会費、 JAPA30、  
JWBA10、JSA10 単位：万円

#### 附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。